

広報

麻生

平成2年1月15日発行

No.422
'90 1



麻生町民憲章

- 歴史を大切に、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 自然に親しみ、
水と緑の美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、
ふれあいのある町をつくりましょう。
- 健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。

迎春

(白浜少年自然の家)

主な 内容	○年頭のあいさつ	P 2
	○第四回定例議会	P 3 .4
	○健康標語を募集	P 5
	○保健婦だより	P 6

二十一世紀に向けた

町づくりを



麻生町長
小沼 幸藏

町民の皆様、新年おめでとうございます。

平成二年の新春を迎え、皆様方のご健勝を心よりお祝い申し上げます。

年頭にあたり平成二年度の基本施策について、その所信の一端を申し上げますとともに、これまでの郷土づくりの成果を顧みながら、町民が真に求めている「たくましく生きる水辺の里」実現のため、決意を新たに町政に取り組みでいく所存であります。

さて、昨年は厳しい財政の中で各種の事業に積極的に取り組み、成果を上げて参りました。

した。特に、水田農業確立対策事業につきましては四百四

・三ヘクタールという配分に
対し、目標を達成することが
出来ましたことについて、農
家の皆様をはじめ、関係各位
の御協力に心より深く感謝申
し上げます。

本年も厳しい財政の見通し
ではありますが、現在工事が
進められている無線放送施設
による広報体制の整備、土地
改良事業などの土地基盤整備
事業、道路交通網の整備とし
て道路改良事業、水辺の里事
業の一環としての天王崎ふれ
あいの道整備、また生活環境

を整備するための上下水道の
計画、市街地整備計画事業や
教育諸条件の整備などを主な
投資目標として、「明るく住
みよい町づくり」にまい進す
る覚悟であります。そして、
これからも町民参加とその合
意の行政を私の信条とし、二
十一世紀に向けた郷土づくり
に取り組んでまいりたいと思
います。

新しい年を迎え、抱負の一
端を申し上げますとともに改
めて、町民各位のご多幸と益
々の飛躍をご祈念申し上げ新
春のごあいさついたします。

住民の期待に

こたえられる議会を



麻生町議会議長
高橋 章

輝かしい希望に満ちた平成二
年の新春を迎え、皆様方のご
清福とご繁栄を議会を代表し
心からお祝い申し上げます。
私ども議会もおかげをもち
まして、大過なく越年するこ
とが出来ました。これもひと
えに町民各位のご支援、ご協
力の賜であり心から感謝の意
を表する次第であります。

ところで今、我が国をとり
まく情勢は内外ともに大変厳
しい時を迎えております。

外においては、東欧諸国にお
ける民主化運動、あるいは中
南米や中近東などの依然とし

て不安定な国際情勢、また流
動的な経済情勢など外交や経
済の諸問題をかかえています。
一方、内においては、相変ら
ずの円高、農産物の輸入自由
化および消費税問題等、私ど
も国民生活に直接影響のある
大変重要な問題が山積し、そ
の対策に苦慮しているところ
であります。こうした中で、
国の行政改革等による補助金
の大幅削減など地方自治体を
とりまく情勢も年々その厳し
さを増し、今後更に深刻化し
てくるものと思われまます。こ
のような時こそ私ども議会は

町執行部と一体になって町民
生活安定のため、更に創意工
夫を重ね、町民の皆様方のニ
ーズを的確にとらえ、生活に
密着した行政の運営に努力
し、皆様方のご期待にこたえ
られるよう決意を新たにしてい
るところであります。

どうか本年も、一層のご支
援、ご協力を賜りますようお願い
申し上げますとともに、皆
様方のご健勝とご繁栄を心か
らお祈りいたしまして新年の
ごあいさついたします。

昭和63年度

一般会計歳出は35億6153万円に

一般・特別会計の決算を認定

第四回定例議会

土採取事業の

規制条例を制定

麻生町議会第四回定例会が、十二月十一日から五日間の会期で開催されました。町では昭和六十三年度の各会計予算の決算・土採取事業規制条例など十四件の議案を提出し、すべて原案どおり議決されました。なお、議会では、請願の審査、一般質問なども行われましたが、町報では、町が提出した議案のみを掲載いたします。

〔議案第四十八号〕

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員の小沼良平氏、宮崎源二氏が、平成元年十二月十五日で任期満了となったため、永作富男氏

〔大字麻生一六六番地の五〕

五十七歳）藤崎浩氏（大字

新宮七三五番地 六十歳）を

新たに委員として選任するにあたり議会の同意を求めたものです。

固定資産評価審査委員



永作富男さん



藤崎 浩さん

〔議案第四十九号〕
麻生町土採取事業規制条例の制定について

土を採取する事業について必要な規制を定め条例化したものです。平成二年四月一日より、土の採取場の面積が、千平方メートル以上、又は採取場において採取する土の量が二立方メートル以上の土採取事業については、町への届け出が必要となります。

〔議案第五十号〕

麻生町減債基金条例の制定について

町債の償還に必要な財源を確保するための基金を設けたものです。

〔議案第五十一号〕

麻生町税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、条文の改正を行ったものです。

〔議案第五十二号〕議案第五十七号〕

昭和六十三年度の麻生町一般会計及び各特別会計の決算認定について

決算額等につきましては、次頁の会計別決算状況を参照して下さい。

土採取事業規制条例は災害防止と自然環境の保全を目的に制定



〔議案第五十八号〕

平成元年度麻生町一般会計

補正予算（第五号）

歳入歳出予算に七千三百三十八千円を追加し、歳入歳出それぞれ四十億二千二百二十三万三千円としたものです。

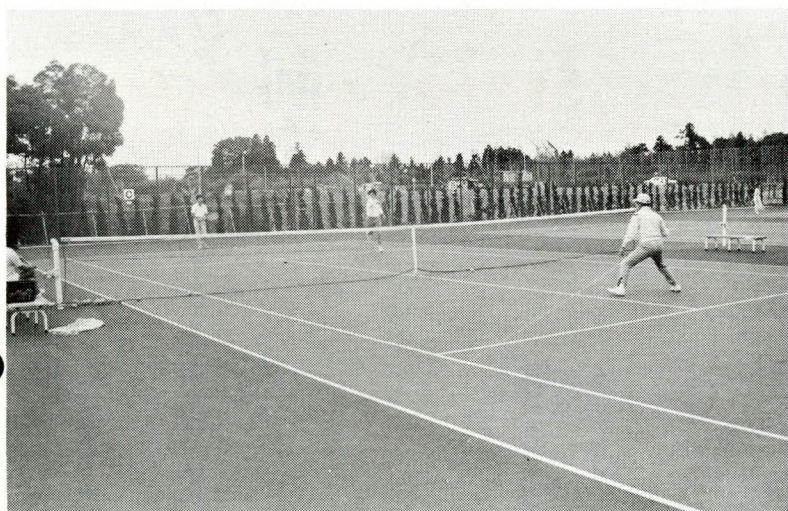
〔議案第五十九号〕

平成元年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

昭和63年度の会計別決算状況

	区 分	予 算 現 額	決 算 額	対前年度伸率	執 行 率
一般会計	歳 入	3,792,633 千円	3,727,240 千円	4.8%	98.3%
	歳 出	3,792,633	3,561,533	5.2	93.9
	繰 越 金		165,707	△2.6	
国 道 特別会計	歳 入	1,302,875	1,311,715	7.9	100.7
	歳 出	1,302,875	1,239,715	8.5	95.2
	繰 越 金		72,000	△2.6	
老人保健 特別会計	歳 入	884,361	817,701	11.2	92.5
	歳 出	884,361	773,111	10.8	87.4
	繰 越 金		44,590	20.5	
簡易水道 特別会計	歳 入	148,751	152,022	△62.7	102.2
	歳 出	148,751	141,943	△63.1	95.4
	繰 越 金		10,079	△54.7	
下水道 特別会計	歳 入	52,521	52,510	47.8	100.0
	歳 出	52,521	51,956	52.1	98.9
	繰 越 金		554	△59.4	
金 庫 特別会計	歳 入	335	335	6.0	100.0
	歳 出	335	213		63.6
	繰 越 金		122	18.4	

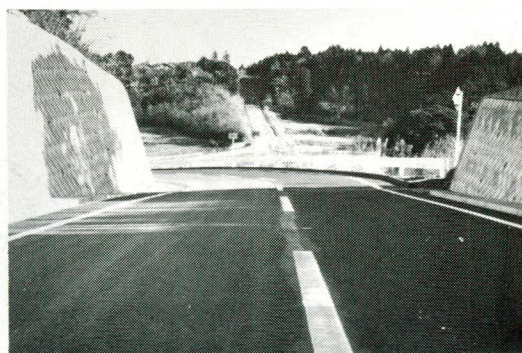
昭和63年度の主な事業



▲全天候型テニスコート



道路の改良整備
◀ 谷 地 内 ▶ 青 沼 地 内



(議案第六十号)
平成元年度麻生町水道事業
会計補正予算(第一号)
収益的収支で八百四十七万
九千円を減額し、一億六千五
十五万三千円に。資本的収入
で一億八千四百一十七千円、
歳入歳出予算に十四万円を
追加し、歳入歳出それぞれ十
二億八千四百六十八万六千円
としたものです。

(議案第六十一号)
麻生町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
町職員の給与等について、
国家公務員並の改定を行った
ものです。

資本的支出で一億七千七十三
万一千円を減額し、それぞれ
一億七千三百二十六万六千円
二億四百七十五万一千円とし
たものです。

年金だより

年金額が 引き上げに

今回の年金額の引き上げは、平成元年4月にさかのぼって実施されることになりました。

従って、厚生年金・国民年金とも既にそれぞれ平成元年11月、12月に前月までの月分の年金額が支払われていますので、平成2年2月の支払いでは、前回の支払い以降の月分の新年金の額と4月から既に支払済みの月分までの差額とがあわせて支払われることとなります。

▼応募資格
どなたでも応募できます。

▼賞
最優秀賞 一点 賞状と二

▼テーマ
県民に親しまれる大洗鹿島線にふさわしいシンボルマーク

▼応募期限
平成二年二月十日（当日消印有効）

開業五周年を迎える大洗鹿島線が、より一層県民のみなさんに親しまれる鉄道としていくため、次の要領でシンボルマークを募集します。

▼応募方法
B5判の白紙にシンボルマークをはっきりとお書き下さい。（彩色自由）

シンボルマークを募集 大洗鹿島線

個人、グループ、団体等は問いません。
▼発表
三月下旬、本人に直接通知するとともに、新聞等に公表します。

▼応募先及び問い合わせ
〒三〇 水戸市三の丸一
一五三八 茨城県企画部
交通・産業立地課 電話〇
二九二一・二九八一
（内線二六一三）

国保だより

国保税の完納に ご協力を

国民健康保険税は、固定資産税や町県民税とは性質が異なり、被保険者の疾病・負傷・出産または死亡等に関して必要な保険給付を行なっているものであり、国民健康保険事業に要する費用を充てるための目的税です。

そのため、その年に賦課された税額を、その年に徴収しなければ、国保事業の正常な運営ができなくなります。このような国保税の性格・制度のしくみを正しく認識していただいて、国保税の完納に、ご協力をお願いします。

町健康づくりの 標語を募集します

私達の幸せは、病気をしないで健康に暮らすことが第一です。健康な生活を送るためには「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの意識が大切です。
町では健康づくり高揚に少しでも役立てていただくために「麻生町健康づくりのつどい」を開催することになりました。
ついでには、健康に関する標語を募集します。日頃、健康について感じていることを卒

直に作品にして応募して下さい。
▼標語の題 健康に関する標語 字数に制限なし
▼応募方法 官製ハガキに作品を記入のうえ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書いて保健センターへ送付して下さい。
▼応募期限 二月十六日（金）
▼あて先・問い合わせ先 麻生町保健センター
麻生町麻生一五七〇―一
電話（72）一五二三

人権相談所を開設

〇とき 1月23日（火）

午前10時～午後3時

〇ところ 麻生町公民館

近隣のいやがらせや、家族間の不和など。
相談は無料で秘密は守られます。

保健婦だより

(42)

あなたの疲労度

チエツク

なんとなくからだの調子が悪い。ふだんと感じがちがう。あるいは疲れやすかったり疲れが尾をひいて残るような時には、どこかに異常があると考えた方がよいでしょう。

疲労がとれない場合は、次の間の採点を参考にしながら、一度医師の診断を受ける必要があります。

- ①翌朝まで疲れがとれない。
 - ②朝は、まったく食欲がない。
 - ③体は、クタクタに疲れているのに寝つかれない。
 - ④どうして疲れるのか、原因がはつきりしない。
 - ⑤アクビがとめどもなくでる。
 - ⑥仕事に集中できない。
 - ⑦頭が重い。
 - ⑧物忘れする。
 - ⑨動くのが、いやになる。
 - ⑩物がはつきり見えない。
- 〈判定〉
「はい」が四つ以下の人はごく普通の疲れで、一晩ぐっすり眠れば、よく朝はすっきり疲れがとれます。しかし、「はい」が五つ以上あった人は、時間で仕事をきり上げ、寄り道も次の機会にして、少しでも休養しましょう。また週末も、たまには出かけないで家で、ゆっくり休養してみましょう。

このようにしても、疲れがとれず、長びき、重くなるような時は、一度、内科の診察を受けて下さい。

◎快眠は疲労回復の決め手
快眠は、快食、快便とともに健康生活の目安にもされています。成人の場合1日、7時間から8時間ぐっすり寝ることが健康を保つうえで大切なことです。睡眠不足が続くと疲労が蓄積されるので、だるさや頭が重いだけでなく、病気や事故の原因にもなります。



健康な状態なら疲れにいたがつて眠くなり、必要なだけ眠れば自然に目ざめますが、この睡眠によって疲労を回復させ新しい活動のエネルギーを蓄えます。

人間のからだは、24時間を周期にした生理的リズムをもっていますから、できるだけ無用の夜ふかしなどを避け、おそくとも11時頃までには、就寝するのが快眠を得る一つの条件です。

へちよつと一服

休憩のタイミング

仕事は、肉体労働でも、精神労働でも、始めてからある程度時間がたった時、すなわち筋肉が仕事になれ、大脳が仕事に刺激されて興奮してきた時が、一番能率が上がる時です。

この状態がしばらく続くとき

検察審査委員の候補者が決定

候補者が決定

平成二年度の検察審査員候補者として次の方々が選ばれました。(敬称略)

- 第一群 高木 典夫
- 佐藤 一男
- 第二群 石神 敏子
- 菅谷 高明
- 第三群 田中 雅子
- 松沢 忠次郎
- 第四群 渋谷 泰正
- 土子 清三

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から選ばれた十一人の検察審査員で構成され検察官のした不起訴処分が正しかったか、どうかを審査するところです。

検察審査員に選ばれ検察審査会から招集された際には是非出席し、ご協力をお願いいたします。

詳細については、土浦検察審査会事務局(電話〇二九八一二一―四三四七)にお問い合わせください。

していれば、自らわかってくるものです。休憩時間や仕事の合間を見て、からだの筋肉を伸ばしたり、軽い運動をすると疲労回復と気分転換にもなります。

一九九〇年世界農林業センサス

農林水産省では、平成二年二月一日現在で、全国の農家林家などを対象に「世界農林業センサス」を実施します。

この調査は、全国の農家、林家、農業サービス事業体及び農業集落のすべてを対象として行う大規模な調査で「農林業に関する国勢調査」ともいふべき大切な調査です。

調査の結果は、統計表に取りまとめられ、農林業施策推進などの基礎資料として利用されます。調査員がお伺いして農林業の経営状況などをお尋ねしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査した事項は、統計を作成するのみに使われるだけです。ありのままをお答え下さいますようお願いいたします。

◎問い合わせ先
役場企画財政課統計係
電話 721-0811

県政モニターを 募集します

県政に県民の皆さんの建設的な御意見を反映させるため、「県政モニター」を募集します。

1. 募集人員 32人
2. 応募資格 県内に居住する20歳以上の人。ただし、常勤の公務員や自治体の議会議員、国・県・町などの委嘱した他のモニターとなられている方は除かれます。
3. 任期 1年間
(平成2年4月～平成3年3月)
4. 申込み締切日
2月28日(水) (消印有効)
5. 応募方法 「県政モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、茨城県知事公室広報課(〒310 水戸市三の丸1-5-38)までお申し込み下さい。
なお、「県政モニター申込書」は、麻生町役場総務課、鹿行地方総合事務所、または県庁広報課でお受け取り下さい。
6. モニターの仕事
 - ① 県の行政に対する意見や要望を随時に提出する。
 - ② モニター会議に出席し、意見を述べる。
 - ③ 県から送られる文書に、意見などを記入し回答する。
7. 選考結果 3月末日までに決定され直接本人に通知されます。
8. その他 応募についての詳しいことは、鹿行地方総合事務所県民生活課(電話0291-3-4111)か県庁広報課(電話0292-24-9416)までお尋ね下さい。

給与支払報告書の提出期限は、支払った年の翌年一月三十一日までとなっています。ですから、平成元年分の給与支払報告書は、今月末までに支払いを受ける者の所在地の市町村長に提出して下さい。

1月31日まで

給報の提出は

お気軽にご利用ください。
◎詳しくは、潮来税務署(電話 66-16931)にお尋ねください。

郡美術展の

作品を募集

第十九回行方郡美術展覧会を次の要領で開催しますので多くの出品をお待ちしています。

郡内居住者、郡内出身者
(但し高校生以上)

▼出品点数等

一人二点以内で未発表の自

▼会期

平成二年二月九日(金)～二月

十三日(火)

午前九時～午後四時

▼会場

牛堀町中央公民館

▼種目

下記別表のとおり

▼応募資格

▼出品手数料

一人一、〇〇〇円

▼作品の搬入

平成二年二月六日(火)

午後一時～午後四時

▼問い合わせ先

牛堀町教育委員会
電話 64-1261-1

種 目	規 定
絵 画	50号以内、10号までのもの (油彩、水彩、パステル、日本画、版画)
書 道	タテ2.12m、ヨコ0.61m以内のもの
写 真	四つ切から全紙まで(カラーの場合も同じ) 組写真も可
彫 塑	タテ、ヨコ1m以内
工 芸	タテ、ヨコ、高さ1m以内

税務署からのお知らせ

還付申告は

お早目に

税金の還付を受けるための申告をされる方は、税務署、町役場税務課に申告書用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、還付申告は二月十五日以前でも受付けており、早く申告すれば税金の還付も早く受けられます。

確定申告で医療費控除を受ける方は、「医療費控除の内訳書」を作成して、領収証な

消費税の

申告と納税

個人事業者の方の消費税の確定申告と納税は、平成二年四月二日までとなっています。消費税の課税事業者に該当する方は、できるだけ早めにお済ませください。

なお、今年は、消費税が導入されて初めての申告でもあり、わかりにくい点もあるかと思いますので、税務署では消費税についての個別の相談にも応じております。

どとともに申告書に添付してください。「医療費控除の内訳書」の用紙は、税務署、町役場税務課にあります。

俳句

短歌

（門井道降

幸がぎ

金田 幸恵

柏葉
昌子

平山節子

茂木 はつ

兼平 愛子

箕輪 憲夫

三、出口

聊下
遠方

鳥下 秀水

おめいじいへんじろく

浅野 裕子 和也 南

死亡者 年令 世帯主

根本 シン 86 操 小高

お
ぼ
え
が
き

ろしくお願いします。

茨城県 最低賃金		1日 3,827円 1時間 479円 発効 元.10.5	
産 業 別	1 日	1時間	発効年月日
食料品・飲料 ・飼料	4,040円	505 円	63.11.18
織 維 工 業	3,896円	487 円	〃
木材・木製品 家具・装備品	4,160円	520 円	〃
パルプ・紙・ 紙加工品	4,080円	510 円	〃
出版・印刷・ 同関連産業	4,208円	526 円	〃
窯業・土石製品	4,288円	536 円	〃
機械・金属・ 自動車整備	4,192円	524 円	〃
一 般 機 械	4,344円	543 円	元.12.31
電 気 機 械	4,344円	543 円	〃
精 密 機 械	4,344円	543 円	〃
卸 売 業 (代理商・仲立業を 含む)	4,224円	528 円	63.12.29
小 売 業 (飲食料品小売業 飲食店を除く)	4,064円	508 円	〃

町 県 民 税 (4 期)
国 民 年 金 (10 期)

		前月比
総人口	17,914人	- 1 人
男	8,884人	+ 8 人
女	9,030人	- 9 人
世帯数	4,145人	± 0 世帯

町税だより

住民税の申告について

申告期限は3月15日

◆申告をする必要のある人

市町村内に住所を有する人は、原則として、毎年3月15日までに申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市町村に提出していただくことになっています。

◆申告をする必要がない人

住民税の申告義務を有する人は、原則として市町村内に住所を有する人全員ですが、本人の申告をまたずに課税資料を他から得られる人及び課税資料の提出の必要がない人として、次に掲げる人は申告義務が免除されます。

- ① 前年中の所得が給与所得のみである人
- ② 前年中の所得がなかった人
- ③ 確定申告書を提出した人

◆事業主は給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、所得税の源泉徴収をする義務のあるものは、1月末日までに給与支払報告書を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在の市町村長に提出しなければなりません。



潮来税務署管内で、中学生を対象に毎年行なわれる、税金に関する標語で、麻生町では次の2点が入選されました。

関東信越国税局長賞 優秀

はぐくもう 明るい未来を 納税で

麻生中 永峰 睦子

麻生町長賞

夢のある 暮らしと福祉に 生きる税

麻生一中 宮崎 美由紀



税金についての相談はお気軽に

||||| 知っておきたい |||||

— 平成元年度税制改革のポイント —

① 給与所得控除の最低控除額が 引き上げ

給与所得控除の最低控除額が8万円引き上げられ、65万円（改正前57万円）となりました。

② 配偶者控除・扶養控除等の 人的控除が引き上げ

基礎控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦（夫）控除等の額が引き上げられるとともに所得者と同居している特別障害者該当の配偶者、扶養親族についても新たに2段階～4段階に分かれて控除するという制度が設けられました。



⑤ 配偶者特別控除を受けられる 人の所得要件の引き上げと控 除額の引き上げ

配偶者特別控除を受けられる所得者本人の合計所得金額が、1,000万円（改正前 800万円）以下に引き上げられ、控除額も大幅に引き上げられました。

③ 特定扶養親族に係る扶養控除 の新設

これまで扶養については、70才を基準に一般扶養と老人扶養に分かれ、さらに特別障害者であるかどうかで分かれておりましたが、教育費がかさむ世代の所得者の税負担を考慮するということから、扶養親族のうち年令16才以上23才未満の人について一般の扶養控除より割増の特定扶養控除が設けられました。

④ 控除対象配偶者・扶養親族に ついての該当判定の場合の収 入金額(所得)が引き上げ

配偶者や扶養親族で、その所得が給与所得だけの人は、年間の給与の収入金額が100万円（改正前92万円）以下であれば、控除対象となります。その他の所得の場合でも所得の種類に関係なく、年間の合計所得金額が35万円以下であれば、控除対象となります。

年間100万円
以下の場合には
配偶者控除が
受けられます。

100万円
以下



収入金課税

- 問 私は「甘藷」と「春菊」を作って出荷をしています。税務署より「平成元年分農業経営等明細書」という用紙が送付されてきましたが、記入して提出しなければならないのでしょうか。
- 答 農業所得の計算では施設園芸や特殊田畑、露地栽培された野菜等については各個人によって所得に相当な格差が生ずる場合が多いため、収入金額を基にして計算する「収入金課税方式」となっております。あなたの場合も用紙に必要事項を記入して提出していただく事になります。なお、農業経営をしている方、農地を所有し貸付している方についても「平成元年分農業経営等明細書」を提出していただきます。

—— ロメモ ——

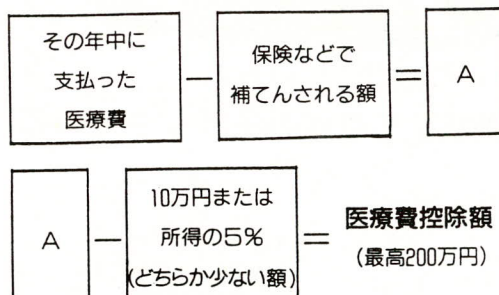
「平成元年分農業経営等明細書」の用紙は役場に用意してあります。該当者で用紙がまだ送られてない方はご連絡下さい。

医療費控除

- 問 私の家族が入院をして多額の医療費を支払いました。医療費は控除されると聞きましたがどうしたらよいのでしょうか。
- 答 あなたや家族が、病気やけがなどのために支払った医療費があるときは、医療費控除として所得から差し引くことができます。領収書添付が原則ですので申告の際に病院からの領収書を持参して、医療費控除を受けて下さい。

—— ロメモ ——

給与所得のある方が医療費控除を受ける場合は源泉徴収票が必要です。



(注)医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額はその人の所得の大きさにより異なります。

サラリーマンの確定申告

- 問 私は昨年途中でそれまで勤めていた会社から別の会社に移りました。源泉所得税は差し引かれていましたが、中途就職なので新しい会社では年末調整がされませんでした。どうしたらよろしいでしょうか。
- 答 大部分のサラリーマンの方は、年末調整によって1年間の所得税の納税は完了し、確定申告の必要はありません。しかし給与以外に所得のある方や会社で年末調整をされなかった方は、申告をしなければなりません。あなたの場合も確定申告が必要となります。

—— ロメモ ——

両方の会社の源泉徴収票を忘れずに持参してください。

なお、給与以外の所得が20万円以内の場合は町県民税の申告となり、20万円以上の場合は確定申告となります。



不動産貸付

- 問 私は農業をやっていましたが昨年から全部他人に貸付をして、会社に勤めておりました。貸付料を受け取りましたが申告はどうしたらいいのでしょうか。
- 答 貸付料は不動産所得となりますので申告が必要です。また、給与所得と合わせて申告をしますので源泉徴収票を忘れずに持参して下さい。

—— ロメモ ——

「平成元年分農業経営等明細書」に貸付先を記入して提出が必要です。

質問にお答えします

平成2年度 町県民税申告受付日程表

指 定 日	地 区 及 対 象	場 所
2月13日(火)	矢幡	太田公民館
2月14日(水)	石神・根小屋	〃
2月15日(木)	蔵川・岡・杉平	大和公民館
2月16日(金)	白浜・宇崎	〃
2月17日(土)	四鹿・板峰	〃
2月19日(月)	青沼・小牧・竜田	〃
2月20日(火)	新宮・天掛	〃
2月21日(水)	所 得 税 対 象	麻生町公民館
2月22日(木)	〃	〃
2月23日(金)	〃	〃
2月26日(月)	富田	〃
2月27日(火)	粗毛・玄通・蒲縄	〃
2月28日(水)	下淵・古宿・新田	〃
3月3日(土)	宿・田町・新原	〃
3月5日(月)	島並・南	小高公民館
3月6日(火)	橋門・小高・元方	〃
3月7日(水)	井貝・繕沢・谷	〃
3月8日(木)	於下・行方・藤井久保	行方公民館
3月9日(金)	今宿・船子・五町田	〃
3月12日(月)	指 大和 小高地区	麻生町公民館
3月13日(火)	定 麻生・太田 行方地区	〃
3月14日(水)	日 全 地 区	〃
3月15日(木)	外 〃	〃

※ 第2第4土曜日は休みとなります。

申告の際 持参していただくもの

- ① 平成2年度町県民税申告書
- ② 平成元年分所得税の確定申告書(対象者)
- ③ 印鑑
- ④ 健康保険証
- ⑤ 農業所得に関する資料
 - (イ) 自作、小作、貸付、休耕地など耕作に関する資料
 - (ロ) 標準外経費の支払いを証する領収書
 - (ハ) 収支内訳書(収支申告を選択している方)
 - (ニ) 平成元年分農業経営等明細書(未提出の方)
- ⑥ 営業及びその他の事業に関する帳簿と資料等
- ⑦ 生命保険料支払領収書
- ⑧ 医療費支払領収書
- ⑨ 平成元年分給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票
- ⑩ その他申告に関する資料

※ 役場に給与支払報告書が届いている事業所もありますが、源泉徴収票は申告書に添付する必要がありますから必ず持参して下さい。



この社会 あなたの税が いている